

佐賀市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年 6 月 14 日公布、平成 26 年 4 月 1 日施行）による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があるため。

2 改正内容

現在、本市の社会教育委員は、改正前の社会教育法第 15 条第 2 項の基準（文部科学省令で定める参酌すべき基準と同内容のもの）に基づき委嘱された委員で構成されている。この基準で委嘱された現行の委員は、会議の場でもその経験や知識に基づいて適格な意見を発するなど、本市の社会教育行政に大きく寄与している。このように本市の実情を踏まえて検討した結果、今後も同内容の基準を社会教育委員の委嘱の基準とすることは、妥当である。

したがって、本市の社会教育委員の委嘱の基準として、参酌すべき文部科学省令で定める基準と同内容のものを定める。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

○社会教育法（新旧対照表）

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(社会教育委員の構成)</p> <p>第 15 条 都道府県および市町村に社会教育委員をおくことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(社会教育委員の定数等)</p> <p>第 18 条 社会教育委員の<u>定数、任期その他必要な事項</u>は、当該地方公共団体の条例で定める。</p> | <p>(社会教育委員の設置)</p> <p>第 15 条 都道府県および市町村に社会教育委員をおくことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(社会教育委員の委嘱の基準等)</p> <p>第 18 条 社会教育委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> |

○文部科学省令 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準を定める省令（新旧対照表）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p> | <p><u>(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって、参酌すべき基準)</u></p> <p>第 1 条 社会教育法第 18 条の文部科学省令で定める基準は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</u></p> <p>(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準)</p> <p>第 2 条 法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</u></p> |

佐賀市社会教育委員条例（平成17年佐賀市条例第206号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>○佐賀市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第206号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数は、13人以内とする。</p> <p>（追加）</p> <p>（任期）</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>○佐賀市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第206号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数は、13人以内とする。</p> <p>（委嘱の基準）</p> <p>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |